

第5次沼津市障がい者計画策定支援業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

本業務は、第4次沼津市障害者計画の計画期間が令和5年度をもって満了となることから、新たな社会情勢や行政課題等を踏まえ、令和6年度から令和11年度を計画期間とする第5次沼津市障がい者計画の策定支援を目的とする。

計画策定にあたり、第4次沼津市障害者計画の進捗状況及び令和4年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえながら、現状の分析と課題の抽出、今後の方針の設定、計画骨子案、計画書及び概要版の作成、その他必要となる資料の作成、各種会議等の運営支援など、計画策定までの支援を行うものである。

2 業務委託名

第5次沼津市障がい者計画策定支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月19日まで

4 業務内容

(1) 第5次沼津市障がい者計画に係る統計資料等の整理

- ・統計資料や静岡県資料、沼津市の他の関連計画及び第5次沼津市障がい者計画アンケート調査結果（令和4年度実施済み）、令和4年度市民意識調査の結果等を取りまとめ、障がい者計画見直しの課題等を抽出する。
- ・国勢調査等の公表されているデータについて整理及び分析する。

(2) 第5次沼津市障がい者計画の骨子及び素案の作成

- ・第5次沼津市障がい者計画に係る統計資料等の整理の結果、第4次沼津市障害者計画の評価結果、及び関係団体等へのヒアリング結果を反映し、整合性をとりながら第5次沼津市障がい者計画の骨子及び素案を作成する。

(3) 各種会議の支援

各種会議に必要な資料を沼津市と協議し作成するとともに、各会議に出席し、必要に応じて説明や助言を行うほか、各会議終了後に議事録を作成し提出する。

ア. 障がい者計画策定委員会（関係部長）

イ. 障がい者計画策定幹事会（関係課長）

ウ. 障がい者計画策定懇話会（関係団体）

ア～ウは各3回程度（7月・10月・2月を予定）開催

エ. 沼津市担当者打ち合わせ：適時実施

(4) 第5次沼津市障がい者計画の作成

各種会議の意見を取りまとめ、沼津市と協議しながら第5次沼津市障がい者計画

の骨子及び素案に基づき、第5次沼津市障がい者計画書及び概要版を作成する。その編集にあたっては、市民に分かりやすいデザイン、構成に配慮する。

(5) 第5次沼津市障がい者計画の実行計画である第7期沼津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成支援

- ・第5次沼津市障がい者計画案に基づき、第7期沼津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の令和6年度～令和8年度の3ヶ年のサービス量を見込むとともに、その算出の考え方及び見込み量確保に向けた方策について検討・整理する。
- ・課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画書を作成する。

(6) パブリックコメントの支援と情報発信のための支援

- ・パブリックコメントの際の解説資料の作成、ホームページ掲載支援、意見に対する対応策の助言等、必要な支援を行う。令和5年12月～令和6年1月実施予定。

5 成果品

- ・第5次沼津市障がい者計画書
版下原稿＋電子データ（ワード形式及びPDF）
モノクロ A4版 約100ページ程度
- ・第5次沼津市障がい者計画概要版
版下原稿＋電子データ（ワード形式及びPDF）
モノクロ A4版 約8ページ程度
- ・第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画
版下原稿＋電子データ（ワード形式及びPDF）
モノクロ A4版 約20ページ程度
- ・各種会議の資料及び議事録（ワード・エクセル形式）

6 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。